

障害福祉関係施設等の整備について

財産処分

1 概要

社会福祉施設整備補助金等の交付を受けて整備した建物等を財産処分する場合は、国及び県に対して手続きを行う必要がある

※財産処分…取壊しや廃棄だけでなく、転用、譲渡、貸付、交換なども処分となる

2 承認申請手続

財産処分の承認申請書を補助事業者（県、松江市）に提出することとなります。

※近年、処分の申請が多く、国の承認までに相当の時間がかかる場合があります。
処分の予定がありましたらお早めにご連絡ください

財産処分について

財産処分とは、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいいます。補助金等の交付を受けた事業（施設整備等）について、財産処分に該当する可能性のある処分を予定されている場合は、必ず事前に県障がい福祉課までご相談ください。

- 様式

- [（包括承認事項用）社福整備費補助金処分承認申請（知事宛）](#)
- [（その他用）社福整備費補助金処分承認申請（知事宛）](#)
- [完了報告様式](#)
- [耐震化等補助金処分承認申請（知事宛）](#)

- 参考

- [中国四国厚生局ホームページ（外部サイト）](#)
- [リーフレット](#)
- [こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について](#)

【県ホームページ掲載場所】

[トップ / 医療・福祉 / 福祉 / 障がい者福祉 / 事業者向け / 7 - 1 障害福祉サービス事業所・施設関係 / \(3\) 施設整備に係る補助事業について](#)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/syougaiservice/shisetuseibi.html>

財産処分

3 承認申請手続きの流れ

財産処分の承認申請書の提出（事業者→県→国）



財産処分の承認



財産処分



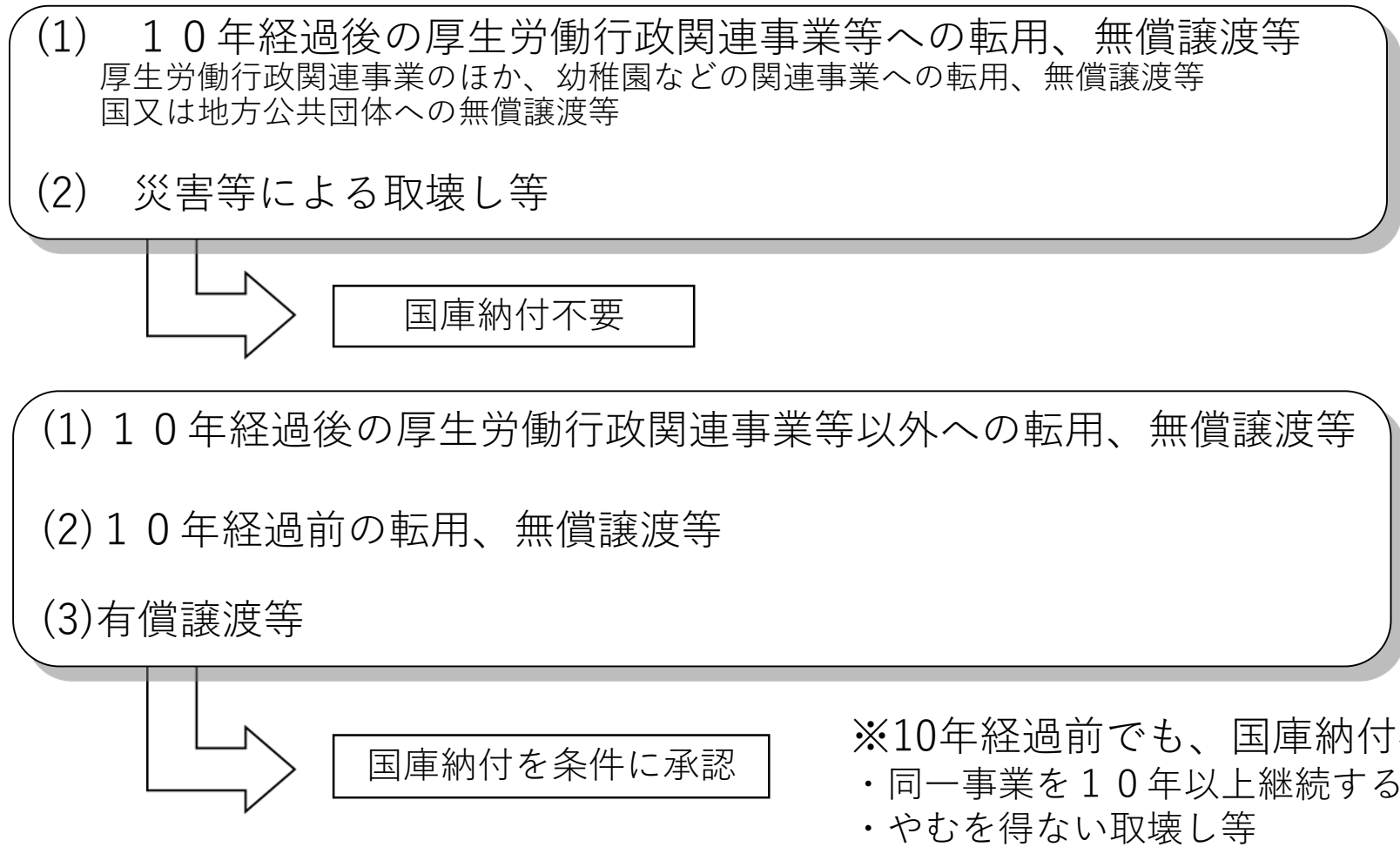
財産処分の完了報告



補助金返還手続き

財産処分

4 フロー図



財産処分

5 (参考) 返還額の算出方法

グループホーム (2012年2月竣工)

- ・ 処分制限期間22年 (木造、住宅用)
- ・ 補助金額22,000千円
- ・ 経過年数12年 (R6.3月時点)

※処分制限期間は建物等の用途、構造により異なります

$$\text{返還額} = \text{補助額} \times \frac{\text{残存年数 (処分制限期間 - 経過年数)}}{\text{処分制限期間}}$$

$$\text{返還額} = 22,000 \text{千円} \times \frac{10}{22} = 10,000 \text{千円}$$